

第 2 回
調布市子ども条例制定準備委員会
会議録（要旨）

日時 平成 16 年 8 月 24 日(火)

14 時から 16 時

会場 調布市市民センター 4 階第 3 集会室

1 出席者

(1) 委員 14人

庄司委員長，児島副委員長，石川委員，元木委員，金子委員，村田委員，
大久保委員，内藤委員，村上委員，岸本委員，齋藤委員，池委員，瀧澤委員，
平野委員（順不同）

（欠席：羽柴委員，吉野委員，國府田委員，西勝委員，浅川委員（順不同））

(2) 事務局 6人

調布市 今村部次長，木村課長補佐，大島係長
明治安田生活福祉研究所 寺本，小島，橋詰

2 配布資料

- (1) [要旨]第1回調布市子ども条例制定準備委員会
- (2) 調布市子ども条例イメージ
- (3) 第1回調布市子ども条例制定準備委員会会議録
- (4) 「中・高校生の生活意識に関する調査」報告書（自由意見）
- (5) 高校生による子ども条例制定に係る意見交換会について
- (6) みんなでつくろう！子ども条例（ポスター）
- (7) 調布市の子ども条例を制定します（パンフレット）
- (8) 子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例
（金沢市の子ども条例 再掲）
- (9) 金沢子どもを育む行動計画（金沢市の行動計画）
- (10) 次世代育成支援行動計画 体系（例）
- (11) 報道から見た子どもをとりまく問題

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

事務局：＜開会宣言＞

本日傍聴の希望が1名あった。陪席許可を願う。

(1) 確認事項

事務局：＜資料に沿って説明＞

ア 第1回会議の確認[資料1]

(ア) 市長あいさつ（要旨）

a 子ども条例策定の背景

子どもを取り巻く事件が多発しており，子どもを取り巻く環境の
悪化に対して早急に対応が必要

少子化に歯止めをかけられる抜本的な対策が必要

b 条例の位置付け

家庭，地域，社会等が，それぞれの役割，責務を自覚しながら積極的に取り組む拠り所としての子ども条例。

(1) 委員の意見（要旨）

a 子どもの範囲は，児童福祉法でいう児童の定義，18歳未満とする。

b 条例の内容イメージを7点提示。

イ 条例のイメージ・概念図[資料2]

条例の理念と方向性を本日の意見を踏まえ今後再整理する。

ウ 第1回会議録[資料3]

要旨を情報公開することの確認。

委員長： 前回の会議に関して質問はありますか。

A委員： 情報公開する要旨は「資料1」か。

事務局： 「資料1」は，第1回会議の確認資料であり，情報公開する要旨は「資料3」の会議録をまとめたものである。

委員長： 公開する要旨は話の筋がわかるもの，それから，委員の固有名詞は書かないということである。

F委員： 子どもの範囲[資料1]は決定事項か。

委員長： 第1回で，18歳未満と確認した。社会的自立の問題を考えると，18歳以上についても議論したいが，子ども条例自体は18歳未満を対象とする。

A委員： 第1回要旨[資料1]で，子どもの権利条約が取り上げられていない。子どもの権利条約の上に，調布市子ども条例があることを明記してほしい。

「権利意識のある自立した社会人をつくっていく」[資料1]という言葉は「人権意識と自治意識のある自立した社会人」にしてほしい。つまり「権利」より「人権意識」の方が普遍的であり，「権利意識」だけでなく，「自治意識」という言葉も議論にあったと思う。

「権利」というと自分の権利ばかり主張するイメージがある。対して「人権」は「権利」の基本にある。

G委員： 「権利意識」というと，「権利」と裏腹の「義務」にかかわることが多く，「人権」は，人間として生まれながらに守られねばならないので，「人権意識と自治意識を持った市民」という表現がよいと思う。

子どもの範囲を18歳未満とすることは概ねよいが，18歳の高校生をどうするか，それから委員長の言う自立の問題もある。「必要と認めたもの」という文言を加えてはどうか。

(2) 報告事項

事務局：＜資料に沿って説明＞

中・高校生の自由意見[資料4]について、1,441人中・高校生に送付し、659人から回答。回収率45.6%、そのうち484件の自由意見があった。

内訳は、親や大人への意見より、まちについて、学校について、特に高校生では行政についての意見が多かった。

歩行中のタバコ、駅前の環境について意見があり、高校生ではゴミ問題も挙げていた。最も件数が多かったのは、駅周辺の整備などの交通問題だった。これらの意見を子ども条例、行動計画の策定に活用していきたい。

委員長： かなり多岐にわたり中・高校生から意見を受けている。

- ・ 大人は、もっとしっかりしてほしい
- ・ 子どもを信用して任せられる部分は任せてほしい
- ・ 府中市と比べた意見
- ・ ゴミ袋の有料化の問題
- ・ 駐輪場、デパート、映画館、駅を整備してほしい
- ・ 緑・自然を大切に
- ・ 交通の問題
- ・ 歩行中のタバコの問題
- ・ 街灯を設置してほしい
- ・ 学校にかかわる問題 等、非常に多岐にわたっている。

アンケートの回収率は約半分だが、かなりの子どもが自由意見を述べている。自由意見だけでなく、アンケート結果も見なければいけないが、具体的に参考になる意見も多かった。

C委員： 大人が規範を示せば実践していく用意があるという意見があった。そういう気持ちの高校生がいるとわかっただけでも意味があった。

A委員： 「資料4」は取捨選択しない全部の意見ですか。

事務局： 全てです。

A委員： 君が代、日の丸についての意見が全くなかったのが疑問。

また、回答率が40数%で、子ども全体の意見を反映しているか疑問だ。

I委員： 子どもが事件を起こした時に、大人は、子どもが殺意を持つはずがないという見方をする。子どもはそういう大人の社会をきちんとわかっている。そのことを心強く思った。

G委員： アンケート中に子ども条例の導入について10%が「関心があり議論に参加したい」、35%が「関心はあるが参加したくない」という結果があり、予想以上に関心が強いと思った。子どもたちの意見を聞く場が必要だと思

う。

委員長： 子どもの意見を聞く場は必要だ。例えば施設にいる子どもの意見は資料に反映されていない。

だが「資料4」にも子どもの意見はかなり反映されている。回収率が50%程度で、すべての子どもの意見を反映しているわけではないが、積極的に関心を持つ子どもたちが答えていると思う。

A委員： 遊び場や集まる場所が欲しいという意見が多かった。子どもの居場所が少ないことは街を歩いても感じる。夜遅くにコンビニの前や市役所前の広場に座り込んでいる。

外に居場所が無いというより、家庭の中に居場所が無いのではと感じる。集会場を増やしても問題は解決しないと思った。

委員長： 条例で出来ること、行政が出来ること、家庭、親がやらなければいけないこと、いろいろある。居場所のことも大事な課題としてあると思う。

事務局： <資料に沿って説明>

様々な手法で子どもたちの意見を直接聞きたいと思っている。[資料5]

今年8月に、市内の都立高校（神代高校，調布北高校，調布南高校）に伺い、直接子どもたちから意見をもらえる時間を取ってもらえないかお願いにあがった。当初は、各学校へ出向いて1時間程、生徒会から一つのテーマに対して意見をもらうつもりだった。しかし、子どもが直接行政に意見が言える機会に、市内の都立高校の交流を含めて、3校同時に市と話し合いができないかという提案をいただいた。それを受けて、現在調整をしている。

実施時期は9月～11月を考えている。「調布市文化会館たづくり」で土曜日か日曜日に2時間程度で開催したい。

会議名称は検討中だが、「調布の子どもによる、子どものための行政への提言」、「高校生は中間世代」等を考えている。進行役は、できれば生徒にお願いしたいが、調整等不慣れな部分もあると思うので、事務局が行うことも考えている。また、できればシンポジストとして庄司委員長に出席いただければと考えている。

一番の問題は議論のテーマである。子ども条例というテーマは広義で非常に難しい。もう少し絞ったテーマで意見交換できるよう調整している。

お願いにあがった感触は、1校だけ生徒会長と直接話ができしたが、是非実施してほしいという意見だった。

委員長： 学校や生徒もかなり積極的に受けとめていて力強く思う。

G委員： 子どもの意見を募る場としてよいと思う。ただ、高校生会議を開く際、中学生にも聞きにきてもらい、会場から意見を言えるようにしてはどうか。

中学生から意見を聞き取る方法も考えてほしい。

副委員長： 同意見だ。中学生にも機会を是非作ってほしい。中学生は中学生としての意見がある。中学生版の会議もお願いしたい。

D委員： 中学校までは義務教育だが、その後はフリースクール等、高校に進学しない子どももいる。中学生、高校生という枠を作らず、傍聴してもらい、意見があれば言える形が理想的だと思う。

B委員： 都立高校には、他市から通っている子どももいる。調布市在住の高校生に公募することは検討しなかったのか。

E委員： 障害児の意見も聞いてほしい。知的障害や体の障害で、思いを言えない子どもが大勢いる。障害児の場合は保護者が代弁者になると思うので、障害児（者）親の会の意見も聞いてもらいたい。障害児（者）の代弁者としての意見を今後、当委員会に持ってくるので、組み入れていただきたい。

J委員： 地域で活躍している子どもは大勢いる。そういう子どもの意見も反映できればよい。例えば少年団には中学生も高校生もいる。子ども会にも、リーダー養成にも調布市を思う子どもがたくさんいる。そういう子どもを集めて意見を聞ければと思う。

I委員： 子ども条例ポスター（案）[資料6]では、子ども条例への意見集約を目指している。一方「資料5」では、市に対する意見を求めている。趣旨が微妙に異なるので整理が必要だと思う。

委員長： 高校生だけでなく中学生、あるいは高校に行っていない同年齢の子どもに聞くことも大事だと思う。一方で、現実に何回も開くことは困難である。高校生主体で、中学生にも会場から意見を聞く形が現実的な対応かと思う。

障害児（者）の意見という話も出たが、ここでの趣旨は代弁ではなく、本人の言葉を聞きたいということである。代弁者の意見を聞く機会があってももちろんよいが、できるだけ当委員会で話してもらいたいと思う。

事務局： 中学校にも調整をしているが、まだ具体的に進んでいない。また、市内で活躍している子どもたちから意見を聞けるよう調整したいと思う。

I委員： 手始めに都立3校の高校生に集ってもらい話を聞き、そこを基盤に、市内で活躍する子どもに聞いていく形なのか。

事務局： 生徒会のメンバーが所属しているグループに聞きに行くのではなく、全く別の団体の声を聞きたいと考えている。

委員長： 多様な意見を聞くということだが、やり方は同じでなくてもよい。会を開くとは限らない。グループから直接ヒアリングをすることもある。

事務局： グループが打ち合わせを行う際に、そのうち30分でも時間をもらって、伺って話を聞くという手法もある。

K委員： 生徒会の子どもだけでなく、夜中にまちにたむろしている子どもたちに

も、どんなところで今生き生きとした生活をしているのか、何を感じているのか、何を訴えたいと思っているのか、本音が出てくる会がよいと思う。問題行動があるような子どもたちの本音が引き出せれば意味がある。

委員長： もっともだ。ただ、来てもらうより、出向く方が、意見を聞かせてもらえる気がする。

事務局： 条例をつくるにあたり、できるだけ多くの子どもたちの意見を聞くことが本旨である。その取りかかりとして高校生会議がある。中学生や施設の子ども、障害児の意見を会議の陪席で済ますことは考えていない。時間が許す限りいろいろなところに出かけたいと思う。

その一つとして、青少年ステーションCAPSを訪ねることも考えている。

委員長： 第一歩として高校生会議を行うという趣旨は認めていただけたと思う。あとは時間の許す限り、子どもたちの多様な意見を聞いてほしい。

事務局： <資料に沿って説明>

学校や子どもの集まる場所に子ども条例のポスターを掲示し、意見を求めたいと思う。[資料6] 方法は、子育て推進課宛て切手不要のハガキを作り備え付けたいと考えている。

「資料6」の表面は小学校向け、裏面は中学校・高等学校向けで、文言やデザインをもう少し工夫し、A2判のカラーのポスターにして掲示したい。

また、子ども条例制定を周知するパンフレットを作成し配布したいと考えている。[資料7]

委員長： 子ども条例を理解してもらうために、また子どもの意見を聞くうえでも、条例の趣旨等を子どもに周知していくのは大事なことだと思う。それから市報、ホームページについても説明ください。

事務局： ポスター、パンフレットができ上がるタイミングで、市報、ホームページにも掲載していく予定である。特にホームページでは行動計画とあわせて、専用のページを設けるよう広報担当と調整をしている。次回にはある程度、イメージを報告できると思う。

H委員： ホームページに文書を掲載するだけではもったいない。ホームページで子どもの意見を吸い上げることは可能だと思う。会議を開くと、どうしても特定の子どもの意見に限定されてしまう。広く意見を集約するという意味でホームページを積極的に活用するとよい。今は小学生でもパソコンを十分使いこなせる。大人が書き込む危険性は排除できないが、危険を冒してでも広く意見を集約する方が重要だ。

委員長： ホームページで意見を聞くことは可能か。

事務局： 可能である。

D委員： パンフレットは小学校や中学校にも配布するのか。

事務局： 配布する。ポスターも建物に貼る予定である。

事務局： <資料に沿って説明>

次世代育成支援対策推進法が昨年公布され、それを受けて市町村行動計画の策定が義務付けられた。行動計画の指針が既に出ており、基本目標、基本施策について「資料10」に抜粋している。「資料10」の下部を空欄にしているが、これは意見をいただき調布市独自の施策を入れていけるよう、敢えて空欄にしている。

また、子どもを取り巻く問題として、過去5年間に報道で取り上げられたものを「資料11」に分類している。

委員長： 次世代育成支援行動計画は、従来のエンゼルプラン、新エンゼルプランで対象としていた子育て支援、母性、乳児、子育て支援環境などに加えて、子どもの安全の確保や、要保護児童の問題等も入っていることが特徴である。行動計画策定の進捗はどんな状況か。

事務局： 明後日に第1回子育て推進検討協議会を開催し意見をいただく。また、その翌日に子ども家庭支援ネットワーク連絡会でも意見をいただく予定である。

委員長： 子ども条例は行動計画を支える理念や基本方針を検討する。当会議の議論が行動計画にも反映されるし、また子育て推進検討協議会の議論は我々にもお知らせいただける。

子ども条例では「資料11」のような、読んで暗くなることだけでなく、子育ての楽しさも伝えたいということが第1回の議論でも行われたが、現実に「資料11」のような背景もある。

D委員： 調布市でも、「資料11」のような事件はあるのか。どのくらいの率で、どのくらいの事件があったのか、参考までに聞かせていただきたい。

事務局： 次回に「資料11」のような分類で提出する。

委員長： 虐待はどの地域でもあると思う。頻度は地域によって違うが、「資料11」にある問題は、調布市だから無いとは決して言い切れない。

K委員： 虐待は、14年度から15年度にかけて、調布市で約2.5倍に増えている。

G委員： 伸びが大きいのは、気づく機会が多くなったからかもしれない。

K委員： 学校、福祉事務所、近隣、3つが主な通告先であるが、3つすべてで14年度から比べて増えている。15年度から16年度入ってもその流れは止まっていない。原因が何か調査しているが、他の地区と比べても、14年度から15年度の伸びはかなり大きい。

委員長： 分析結果がわかったら報告していただきたい。全国では13年度と14年度はほぼ横ばい。15年度は、今まで学校や保育園で連携をとれていなかったが、岸和田の事件が起きて、かなり児童相談所に通告されたことで増加傾向である。しかし2.5倍というのは深刻な問題である。

G委員： 親が相談に行く場所が、ここ数年間すごく増えた感じがする。特に子ども家庭支援センターは非常に行きやすく、相談できる窓口が地域ごとにある。件数が伸びているのは、気づきやすくなったからではないか。

それから、子どもを取り巻く問題〔資料11〕について「凶悪事件は昔からあった。しかも件数は昔より減っている。報道する大人側に問題がある」という考え方も必要だと思う。

委員長： 少年犯罪の統計の見方は難しく、報道を鵜呑みにできないところもある。ただ、質を見ると、動機がわかりにくい事件が増えており、専門的な議論が必要である。

事務局： <資料に沿って説明>

子ども条例と行動計画の関係をイメージしてもらうために「資料8」「資料9」で金沢市の例を取り上げている。

G委員： 調布市の条例を子どもの権利条約の精神を前提に考えると、川崎市や岐阜県多治見市の条例が参考になる。次回に参考資料として出してもらいたい。子ども向けの条例のパンフレットもわかりやすくまとまっているので、それも用意してもらいたい。

(3) 意見交換

委員長： 本日の資料や前回の議論の続きで、意見や質問はありますか。

I委員： 条例は、子どもを健全に育てるという大人の視点だけでなく、子どもの育ちを大人がどう援助していくかという視点が大切だと思う。

委員長： 育てる、育つ、両面必要なこと。

G委員： 18歳未満という子どもの年齢の定義について、選挙権があるのは20歳からで、子どもは18歳未満。19歳は宙に浮いている。委員長が言う自立の問題も含めて、高校生会議等で、子どもの年齢の定義や、選挙権についても聞いてよいのではないか。

委員長： 年齢の問題は難しいと思う。児童福祉法では18歳未満と規定している。

事務局： 児童福祉法で18歳未満と決めており、それに従い国の制度、市の施策を進めている。それを19歳、20歳に拡大して調布市独自の施策が出来るか考えると疑問である。

委員長： 法律や条例というと、どこかで区切らないといけない。あとは運用の仕方でしょう。

I 委員： 18歳で区切ってよいと思うが、はっきり区切るのではなくて、例えば「18歳未満と等しく権利を認められるもの」という表現が加わればよいと思う。

委員長： 現行の基本は18歳未満が児童。自立ということを考えたら、年齢も幾つまでにしたらいいかという問題はある。

D 委員： 第1回資料の「子育て支援策に関する調査」について、アンケートの回答者に結果は知らされないのか。どこに行けば見られるのか。

事務局： 市役所の行政資料室や図書館で閲覧出来る。

委員長： どこに行けば見られますという案内があるとよい

D 委員： ポスターやパンフレットもせっかく作るので、広報をもう少し工夫するとよい。

E 委員： 次世代育成支援行動計画と子ども条例はどのような関係にあるか。

事務局： 子ども条例は幹であり、行動計画が枝葉であると認識ください。

B 委員： 学校教育以外に社会教育がある。次世代育成支援行動計画には社会教育の視点が乏しいと思う。

委員長： 保護者向け、あるいは乳幼児を持つ親に講演会をするときに、受講しやすいよう保育室をつけるとか、そういうことも含めた社会教育は大切な視点だ。直接、行動計画にかかわるわけではないが、子育て推進検討協議会に是非投げかけてほしい。

C 委員： 少子化についても、女性の社会進出と両輪となるのは、夫の理解だと思う。その欠如が非行につながっていくのではないか。

A 委員： ノルウェーではパパ・クォータ制といって、父親が育児休業をとらなければならない法律を作り、少子化を乗り越えている。

委員長： 少子化の問題はすごく複雑だ。一つの要因や政策だけで解決するものではない。

J 委員： 行動計画の幹となる子ども条例の策定が、来年4月までというのは、時間が少ないと思う。

A 委員： 2つの委員会の調整はうまくつくのか。

事務局： 今年度中に行動計画を策定する義務付けがあり、どうしても条例と行動計画を並行して作らなければならない状況である。

行動計画と条例の整合性は、合同で会議を開くなどして、意見交換をしながら進めたいと思う。

Ｌ委員： 不登校や非行の問題。あるいは障害児（者）への一層の支援。そういうきめ細やかな対応が，調布市独自の子ども条例になるかと思う。個々の具体的な施策の展開の，ちょっとした考え方や取り組みで調布市の独自性が出せると思う。

委員長： 活発な議論ありがとうございました。本日はこれまでにします。

事務局： <次回以降の日程>

第3回 9月30日（木）18時半～，於；調布市文化会館たづくり

第4回 10月21日（木）18時半～，於；調布市文化会館たづくり

第5回 11月 8日（月）18時半～，於；調布市文化会館たづくり

<会議終了>